

介護用品支給助成事業について

介護用品支給助成事業とは

要援護高齢者に対し、介護用品を支給することにより、衛生の向上および介護者の経費の負担軽減を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする事業。

根拠法令等 米原市介護用品支給助成事業実施要綱

■「地域支援事業充実に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」

(平成 27 年 2 月 18 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡)

地域支援事業における、任意事業の「家族介護支援事業」のうち、介護用品の支給に係る事業について、国は「地域支援事業充実に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」において、原則として任意事業の対象外とした上で、平成 26 年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとした。



介護用品の支給は、介護給付サービスの上乗せ・横出しとなるものであり、仮に実施する場合には、市町村特別給付、保健福祉事業又は市町村独自事業として実施されるべきものであるが、多くの市町村が実施していた状況に鑑み、例外的な激変緩和措置として講じた措置となる。

■「地域支援事業の実施について」

(平成 30 年 5 月 10 日老発 0510 第 3 号厚生労働省老健局長)

「平成 26 年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村は、第 7 期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる各項目に取り組んでいることを要件に実施して差し支えないこととする。

- ①高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること。
- ②地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること。
- ③各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」としている。



平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間事業は継続して実施が可能であるが、その間に廃止・縮小・継続を検討していく必要がある。

■継続か縮小か廃止かを令和2年度までに決定

- ・継続、縮小→市単独の事業になるため、財源を含めて検討が必要。
- ・事業の目的が、介護者に対する経済的負担を軽減することにあるため、対象者に対する影響を考慮する必要がある。

■財源

(現在)

第1号保険料	23.00%
国負担分	38.50%
県負担分	19.25%
市負担分	19.25%

(移行後)

継続：市町村独自事業 または 市町村特別給付 または 保健福祉事業
 縮小：市町村独自事業 または 市町村特別給付 または 保健福祉事業
 廃止：－

	財 源		条例改正
市町村独自事業	市	19.25% ⇒ 100%	不要
市町村特別給付	第1号保険料	23.00% ⇒ 100%	必要
保健福祉事業	第1号保険料	23.00% ⇒ 100%	不要

■現在の対象者

米原市に住所がある人で、以下の条件をすべて満たしていること。

- 1 要介護認定において要介護1～5と認定された人
- 2 在宅であること（入院中、施設入所している人は対象外）
- 3 常時おむつ等を必要とする状態にあること

	世帯階層区分	要介護度	月額(円)	登録者数	利用率	費用額(円)
A	市民税非課税世帯	4・5	6,000	77	92.96%	5,153,702
B	市民税課税世帯	4・5	3,000	132	80.00%	3,801,600
C	市民税非課税世帯	3	4,000	76	91.30%	3,330,624
D	市民税課税世帯	3	2,000	118	84.93%	2,405,217
E	市民税非課税世帯	1・2	2,000	178	84.71%	3,618,811
F	市民税課税世帯	1・2	1,000	312	77.96%	2,918,822
				893		21,228,776

登録人数は、令和2年6月の現況届案内者数

利用率は、過去の利用状況から算出した数値です。

■見直し内容（第8期から）

介護用品（紙おむつ支給券）配付を継続する。

支給要件および支給額の見直しについて

案1（支給額の変更なしの場合）

- 1 要介護認定において要介護1～5と認定された人
- 2 在宅であること（入院中、施設入所している人は対象外）
- 3 常時おむつ等を必要とする状態にあること
- 4 市町村民税非課税世帯に属する人で税法上市町村民税課税者に扶養されていないこと
- 5 介護保険料の滞納がないこと

対象者	331人
支給金額	12,103,137円

案2（支給額の変更なしの場合）

- 1 要介護認定において要介護3～5と認定された人
- 2 在宅であること（入院中、施設入所している人は対象外）
- 3 常時おむつ等を必要とする状態にあること
- 4 市町村民税非課税世帯に属する人で税法上市町村民税課税者に扶養されていないこと
- 5 介護保険料の滞納がないこと

対象者	153人
支給金額	8,484,326円

案3（要介護4・5の支給額を変更した場合 6,000円⇒4,000円）

- 1 要介護認定において要介護1～5と認定された人
- 2 在宅であること（入院中、施設入所している人は対象外）
- 3 常時おむつ等を必要とする状態にあること
- 4 市町村民税非課税世帯に属する人で税法上市町村民税課税者に扶養されていないこと
- 5 介護保険料の滞納がないこと

対象者	331人
支給金額	10,385,237円

案4（要介護4・5の支給額を変更した場合 6,000円⇒4,000円）

- 1 要介護認定において要介護3～5と認定された人
- 2 在宅であること（入院中、施設入所している人は対象外）
- 3 常時おむつ等を必要とする状態にあること
- 4 市町村民税非課税世帯に属する人で税法上市町村民税課税者に扶養されていないこと
- 5 介護保険料の滞納がないこと

対象者	153人
支給金額	6,766,426円